

# 退職後の健康保険について



組合員が退職（再任用（フルタイム）及び臨時講師等の期間満了含む）すると、その翌日に組合員資格を喪失し、現在お持ちの組合員証及び被扶養者証は使用できなくなります。

退職後、どのような健康保険制度に加入するべきか、フロー図で確認してみましょう。

